

令和2年第4回市議会（定例会）市長提出予定議案概要

【当初提出分】（報告1～12を除く。）

議案番号	件名	概要	提出部局
議案54 〔一般〕	久留米市介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る介護保険料の軽減措置の拡充を行うため、条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるもの <主な内容> 年額の保険料 第1段階 36,978円(27,734円) → 36,978円(22,187円) 第2段階 48,071円(42,525円) → 48,071円(36,978円) 第3段階 55,467円(53,618円) → 55,467円(51,769円) ※()内は公費による軽減後の保険料 [施行日：令和2年4月1日] (令和2年3月31日専決処分)	健康福祉部
議案55 〔条例〕	交通事故による損害賠償の専決処分について	1 事故発生日時 令和2年2月18日 午後2時30分頃 2 事故発生場所 久留米市城島町下田602番地2北側路上(市道J256号線) 3 当事者 市 城島総合支所産業振興課 男性職員 相手方 久留米市城島町在住の男性 4 事故の状況 職員は、公務により車両を運行中、市道J256号線において、市車両を後進させていたところ、後方の確認が不十分であったため、上記路上に駐車していた相手方車両(無人)の後部に、市車両の左後部が接触し、相手方車両を破損させたもの。 5 損害賠償の額 物的損害 市は、相手方に対し市の過失100パーセントとして損害賠償金398,000円を支払う。 内訳 車両修繕料 270,000円 代車料 128,000円 計 398,000円 6 損害賠償の方法 一時払 (令和2年5月25日専決処分)	城島総合支所
議案56 〔予算〕	令和2年度久留米市一般会計補正予算(第3号)	(別に記載するとおり)	総合政策部
議案57 〔予算〕	令和2年度久留米市水道事業会計補正予算(第1号)	(別に記載するとおり)	総合政策部
議案58 〔予算〕	令和2年度久留米市下水道事業会計補正予算(第1号)	(別に記載するとおり)	総合政策部
議案59 〔一般〕	市道路線の廃止について	2町内の市道路線(2路線)を廃止するもの (2町 国分町、田主丸町鷹取)	都市建設部
議案60 〔一般〕	市道路線の認定について	15町内の市道路線(20路線)を認定するもの (15町 大善寺町宮本、大善寺町夜明、梅満町、安武町安武本、江戸屋敷、上津町、西町、国分町、高良内町、山川町、善道寺町与田、三潴町早津崎、三潴町玉満、田主丸町鷹取、田主丸町益生田)	都市建設部

議案 6 1 〔条例〕	延滞金徴収条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の一部改正に伴い、条文中の用語の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>条文中の用語の整理</p> <p>(1) 特例基準割合→延滞金特例基準割合</p> <p>(2) 告示された割合→平均貸付割合</p> <p>[施行日：令和3年1月1日]</p>	総務部
議案 6 2 〔条例〕	久留米市市税条例等の一部を改正する条例	<p>地方税法の一部改正に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し並びに固定資産における相続人等の申告制度の新設に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 婚姻暦の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用するもの</p> <p>2 現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く。)を個人住民税の人的非課税措置の対象とするもの</p> <p>3 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするもの</p>	市民文化部
議案 6 3 〔条例〕	久留米市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の一部改正に伴い、条文中の用語の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>条文中の用語の整理</p> <p>(1) 特例基準割合→延滞金特例基準割合</p> <p>(2) 告示された割合→平均貸付割合</p> <p>[施行日：令和3年1月1日]</p>	健康福祉部
議案 6 4 〔条例〕	久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の一部改正に伴い、条文中の用語の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>条文中の用語の整理</p> <p>(1) 特例基準割合→延滞金特例基準割合</p> <p>(2) 告示された割合→平均貸付割合</p> <p>[施行日：令和3年1月1日]</p>	健康福祉部
議案 6 5 〔条例〕	久留米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の一部改正に伴い、条文中の用語を整理し、及び福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うため、条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 条文中の用語の整理</p> <p>(1) 特例基準割合→延滞金特例基準割合</p> <p>(2) 告示された割合→平均貸付割合</p> <p>2 市において行う事務の特例として広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を定めるもの</p> <p>[施行日：1については令和3年1月1日、2については公布の日]</p>	健康福祉部

議案66 〔条例〕	久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設確保に関する規定を適用しないことができる要件を明確にし、及び居宅訪問型保育事業を提供する必要性が高いと認められる条件を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの ＜主な内容＞ 1 家庭的保育事業者等による連携施設確保に関する規定を適用しないことができる要件 (1) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、その利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、当該事業者が引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき (2) 家庭的保育事業者等による連携施設の確保が、著しく困難であると認められるとき 2 居宅訪問型保育事業を提供する必要性が高いと認められる条件の追加 保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合 (施行日：令和2年7月1日)	子ども未来部
議案67 〔条例〕	久留米市特定地域型保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設確保に関する規定を適用しないことができる要件を明確にするため、条例の一部を改正しようとするもの ＜主な内容＞ 1 特定地域型保育事業者による連携施設確保に関する規定を適用しないことができる要件 (1) 特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、その利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、当該事業者が引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき (2) 特定地域型保育事業者による連携施設の確保が、著しく困難であると認められるとき (施行日：令和2年7月1日)	子ども未来部
議案68 〔条例〕	久留米市道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例	道路構造令の一部改正に伴い、道路を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準等を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの ＜主な内容＞ 1 自転車通行帯に関する規定を新たに設け、その設置要件や規格を定めるもの 2 自転車道の設置要件として設計速度が1時間につき60キロメートルであることを加えるもの (施行日：令和2年7月1日)	都市建設部

【追加提出分】

議案番号	件名	概要	提出部局
〔予算〕	令和2年度久留米市一般会計補正予算(第4号)	国の第2次補正予算案に対応する予定	総合政策部
〔一般〕	久留米市固定資産評価員の選任について	今村 康孝氏の任期満了による (任期満了日：令和2年3月31日)	市民文化部
〔一般〕	久留米市農業委員会の任命について	農業委員会委員(24人)の任期満了による。 (任期満了日：令和2年7月19日)	農政部